

令和2年度

# ひとり親家庭等福祉の しおり



● 母子・父子家庭及び寡婦の皆さんへ ●

このしおりは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を中心に高知県の制度などを紹介したものです。お手元に置かれ、ご活用いただければ幸いです。

## 高知県地域福祉部児童家庭課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 (088) 823-9654

FAX (088) 823-9658

手続きの方法などについてはお問い合わせください。必ずご確認ください。

# 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

(詳細は町村にお住まいの方は町村役場又は県福祉保健所へ、市にお住まいの方は市役所へお問い合わせください。連絡先は11・12頁掲載)

資金の種類	貸付対象	内容	貸付限度額	貸付期間
母子・父子・寡婦 事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,930,000円	
	母子・父子福祉団体		4,410,000円	
母子・父子・寡婦 事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	現在継続中の事業に必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,470,000円	
	母子・父子福祉団体		1,470,000円	
母子・父子・寡婦 修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の被扶養者	お子さん等が高校・大学等に修学するために必要な資金	別表(9頁)のとおり	修学期間中
母子・父子・寡婦 技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	技能や資格を得るために必要な授業料、材料等の資金	月額 68,000円 (特別 816,000円)	知識技能を習得する期間中5年以内
母子・父子・寡婦 修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の被扶養者	お子さん等が就職するための知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円)	知識技能を習得する期間中5年以内
母子・父子・寡婦 就職支度資金	母子家庭の母・父 子家庭の父・寡婦	就職に直接必要な被服等を購入する資金	1回につき100,000円 (特別 330,000円)	
	母子家庭の児童・父子家庭の児童 父母のいない児童	お子さん等が就職に直接必要な被服等を購入する資金		
母子・父子・寡婦 医療介護資金	母子家庭の母・父 子家庭の父・寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円	
	母子家庭の児童・父 子家庭の児童	お子さん等が医療又は介護を受けるために必要な資金		
母子・父子・寡婦 生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父	①配偶者のいない者となつて7年未満の者	月額 105,000円 (合計252万円以内)	①配偶者のいない者となつて7年を経過するまで
		②技能習得中及び医療介護を受けている期間の生活費補給資金	月額 105,000円 (技能 141,000円)	②知識技能を習得する期間中5年以内・医療又は介護を受けている期間中1年以内
		③失業中の生活を安定するのに必要な生活補給資金	月額 105,000円	③離職に係る日の翌日から1年を超えない範囲内の期間
母子・父子・寡婦 住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	住宅の建築、購入、増・改築、補修保全及び建てかえするために必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	
母子・父子・寡婦 転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	住居の移転に際し、住宅の賃借、家財運搬等に必要な資金	260,000円	
母子・父子・寡婦 就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦の被扶養者	お子さん等の入学に必要な被服等の購入資金(小・中学校については、所得制限あり)	別表(8頁)のとおり	
母子・父子・寡婦 結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の被扶養者	お子さん等が結婚するにあたり必要な経費及び家具・什器等を購入する資金	300,000円	

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付制度です。貸付金には12種類の資金があります。無理のない償還計画をたて、有効に活用しましょう。償還金が次に借りたい方の資金となります。

〈注〉なお、高知市にお住まいの方は、高知市が直接貸付けを行いますので、高知市役所こども未来部子育て給付課(823-9447)へお問い合わせください。

据置期間	※1 償還期間	※2 利率/年
貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子又は1%
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後7年以内	無利子又は1%
修学終了後、6ヶ月間	据置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子又は1%
技能習得期間満了後、1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
貸付けの日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子又は1%
医療又は介護を受ける期間が満了後6ヶ月間	据置期間経過後5年以内	無利子又は1%
①生活安定貸付期間満了後6ヶ月間	①措置期間経過後8年以内	無利子又は1%
②知識技能の習得期間満了後6ヶ月間 医療又は介護を受ける期間満了後6ヶ月間	②据置期間経過後20年以内 据置期間経過後5年以内	
③失業貸付期間が満了後6ヶ月間	③措置期間経過後5年以内	
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後6年以内(特別7年以内)	無利子又は1%
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後3年以内	無利子又は1%
修学又は修業を終了後、6ヶ月間	据置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程)、修業施設5年以内	無利子
貸付けの日から6ヶ月間	据置期間経過後5年以内	無利子又は1%

(令和2年4月現在)

※1) 償還期間については、各資金に定める期間を上限としますが、その期間内であっても、原則として貸付金の額に応じて以下のとおりとなります。

貸付金の額	償還期間
100,000円未満	3年以内
100,000円以上700,000円未満	10年以内

※2) 「無利子又は1%」…連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%の利子が付きます。

## 就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	内容	限度額(円)
小学校	小学校に入学する場合(所得制限あり)	64,300円
中学校	中学校に入学する場合(所得制限あり)	81,000円
高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅から通学する者	国公立 150,000円 私立 410,000円
	自宅外から通学する者	国公立 160,000円 私立 420,000円
専修学校 (一般課程)	自宅から通学する者	150,000円
	自宅外から通学する者	160,000円
大短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅から通学する者	国公立 410,000円 私立 580,000円
	自宅外から通学する者	国公立 420,000円 私立 590,000円
大学院		国公立 380,000円 私立 590,000円
修業施設	中学校卒業生	自宅 150,000円 自宅外 160,000円
		高等学校卒業生

注) 専修学校 高等課程 中学校卒業程度  
〃 一般課程 学歴不問  
〃 専門課程 高校卒業程度

- 1 申請書が提出されてから振込まで約1~2ヵ月かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合は、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。また、個々の事情により追加資料をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 2 修学、修業、就職支度(児童分)、就学支度資金で、母又は父が借主となる場合は、児童又は被扶養者が連帯借主となります。
- 3 貸付金の償還にあたっては、連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。
- 4 償還金が納期限までに支払われなかった場合は、延滞元利金額につき年3%の違約金をお支払いいただくことになり、滞納が続く場合には、調査や訪問などを行うことがあります。
- 5 借財の返済など目的外への利用が明らかになった場合は、貸付を停止し一括償還していただくことになり、また、退学など目的を達成できなくなった時もその時点で貸付を停止させていただきますこととなります。(償還開始時期が早まりますのでご注意ください。)

- 6 連帯保証人は原則1名立てていただいております。その場合は、無利子での貸付けとなります。(場合によっては、もう1名立てていただくをお願いすることもあります。)
- 7 事業開始資金や事業継続資金は、連帯保証人を必ず2名立てていただいております。また、県児童家庭課による面接・事業計画書の提出・現地調査などを行ったうえで、外部の有識者などによる貸付審査会により貸付けの可否を決定します。
- 8 生活資金は、一時的な不足分を補う資金なので、生活資金の恒常的な不足に対応するものではありません。
- 9 住宅資金は、事業着手後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。
- 10 転宅資金は、転居先の市町村で申請することになりますので、事前にご相談ください。

## 修学資金・貸付限度額(月額)一覧表

(令和2年4月現在)

学校等種別	学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円	
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円	
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円	
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円		
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円		
	私立	自宅通学の時	89,000円	89,000円		
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円		
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円		
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円		
	私立	自宅通学の時	93,500円	93,500円		
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円		
大学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円
	私立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円	132,000円			
	博士課程	183,000円	183,000円	183,000円		
専修学校(一般課程)		49,500円	49,500円			

注) 1. 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。  
 2. 予備校は、貸付対象外です。  
 3. 高等教育の修学支援新制度(授業料の減免や給付型奨学金(学資支給金))を利用される場合、貸付限度額が変わりますので事前にご相談ください。  
 4. 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合には、上の限度額とは異なります。

## 奨学金等

### 日本学生支援機構奨学金

経済的理由で高等専門学校、短期大学、大学(学部)、大学院、専修学校(専門課程)に修学することが困難な優れた学生・生徒に学資の貸与・給付を行っています。

(詳細は在学する学校又は大学へお問い合わせください。)

### 高知県高等学校等奨学金

高等学校(特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する生徒で、保護者が県内に居住する方のうち、経済的理由により修学が困難な方に奨学金の貸与を行っています。

ただし、母子・父子・寡婦福祉資金による修学資金との併用はできません。

(詳細は県教育委員会高等学校課(088(821)4893)へお問い合わせください。)

### 高知県災害遺児修学支援事業

交通事故または自死その他の災害(労働災害・自然災害など)により両親または父母のいずれかを失い遺児となった高校生に対し、高知県社会福祉協議会から奨学金を贈り、勉学の手助けをします。(奨学金を受けようとする生徒の属する世帯の年収が910万円未満であること。)

支給額 月額 10,000円(令和2年4月現在)

支給期間 高校在学中(留年した場合は支給できません)

(詳細は各市町村の社会福祉協議会又は高知県社会福祉協議会へお問い合わせください。)

### 入学支度金について

高等学校への入学の支度にかかる費用として、5万円を支給します。(遡っての支給はいたしません。)

### 授業料の減免

高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

(詳細は在学する高等学校へお問い合わせください。)

## 年金・手当

### 遺族年金

国民年金又は厚生年金保険の被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。例えば、夫が死亡した時、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある児童(障害等級の一級又は二級の障害を有する場合は20歳未満の児童)に年金が支給されます。なお、平成26年4月から、児童のある夫についても、年金が支給される場合があります。

(詳細は市町村役場または年金事務所へお問い合わせください。)

- 日本年金機構高知東年金事務所 高知市棧橋通4-13-3 電話 088(831)4430
- 日本年金機構高知西年金事務所 高知市旭町3-70-1 電話 088(875)1717
- 日本年金機構南国年金事務所 南国市大桶甲1214-6 電話 088(864)1111
- 日本年金機構幡多年年金事務所 四万十市中村東町2-4-10 電話 0880(34)1616

### 年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を!

年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

ご予約の方法は、予約専用受付番号「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所にお申込みください。

### 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める障害を有する場合は20歳)を監護している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、受給者及び扶養義務を有する方について所得制限があり、前年度の所得額に応じて支給額が変わってきます。

手当月額 (児童1人の場合)

令和2年4月～ { 全部支給額 43,160円  
一部支給額 43,150円～10,180円

(児童2人の場合の加算)

令和2年4月～ { 全部支給額 10,190円  
一部支給額 10,180円～5,100円

(児童3人以上の場合の加算(1人につき))

令和2年4月～ { 全部支給額 6,110円  
一部支給額 6,100円～3,060円

[平成26年12月1日施行]

児童扶養手当法の改正により、平成26年12月1日から児童扶養手当と公的年金等の併給制限が見直され、児童扶養手当よりも低額の公的年金を受給する場合に、その差額分の手当が受給できるようになりました。(詳細は市町村役場へお問い合わせください。)

### 児童手当

中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)前までの間にある児童を養育している方に支給されます。

手当月額 0歳～3歳未満 児童1人につき 15,000円  
 3歳～小学生(第1子・第2子) 児童1人につき 10,000円  
 3歳～小学生(第3子以降) 児童1人につき 15,000円  
 中学生 児童1人につき 10,000円  
 所得制限該当世帯(特例給付) 児童1人につき 5,000円

(詳細は市町村役場へお問い合わせください。)